

社会福祉法人こどもの杜 評議員及び役員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こどもの杜（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第25条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。但し、国または地方公共団体の職を兼職とする評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。

但し、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表第2に定める月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、別表第2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は法人の旅費規程による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要であると認めたときは支払うことができる。支給額は別表第6による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表第3に定める金額の範囲内で、同表に基づき支給する。但し、国または地方公共団体の職を兼職とする非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金

融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。但し、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第6条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び費用の弁償を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは別表第5により報酬及び費用の弁償を支払うことができる。

(適用除外)

第8条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、評議員会の承認を経た日（平成30年10月27日）から施行する。

本規程の施行の日をもって社会福祉法人こどもの杜役員の報酬に関する規程（平成27年7月2日施行）は廃止する。

別表1 評議員の報酬（第3条関係）

名 称	報酬	実費弁償費
評議員会出席報酬	日額 4,000円	3,000円

別表2 常勤役員の報酬（第3条2項関係）

名 称	報酬（就任月については、日割り計算により算出する。）	期末手当（就任月から6ヶ月以上経た場合より、適用する。）
役員業務報酬	月額 180,000円	年額 400,000円

別表3 非常勤役員の報酬（第3条3項関係）

名 称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	日額 5,000円	3,000円
監事監査報酬	日額 18,000円	5,000円

別表4 理事長が出席を求めた者への報酬（第6条関係）

名 称	報酬	実費弁償費
業務報酬	日額 4,000円	3,000円

別表5 評議員選任・解任委員会への出席報酬（第7条関係）

名 称	報酬	実費弁償費
委員会出席報酬	日額 4,000円	3,000円

別表6 退職金（第3条2項4関係）

名 称	報酬（在職1年につき、1年未満四捨五入して計算）
理事長退職慰労金	500,000円（最初の10年間、以後各2年間経過毎に100,000円減額し、100,000円を最低とする。）
理事退職慰労金（常勤）	10,000円